

行政処分の公表

弊社は、国土交通省中部運輸局から下記の行政処分を受けました。この度の処分を厳粛に受け止め、今後は関係法令を遵守するとともに、輸送の安全と秩序の確立に努めて参ります。

記

1. 行政処分の交付年月日 令和 6 年 10 月 7 日
2. 対象事業所 名鉄西部交通株式会社 稲沢営業所
所在地：愛知県稲沢市石橋 5 丁目 51 番地 1
3. 行政処分の内容 輸送施設の使用停止（10 日車）及び文書警告
4. 違反の内容
 - (1) 点呼の記録の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第 27 条第 3 項・旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条第 5 項)
 - (2) 業務の記録の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第 27 条第 3 項・旅客自動車運送事業運輸規則第 25 条第 3 項)
 - (3) 乗務員等台帳の記載事項等が不適切であった。
(道路運送法第 27 条第 3 項・旅客自動車運送事業運輸規則第 37 条第 1 項)
 - (4) 主として運行する営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった
(道路運送法第 27 条第 3 項・旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項)
 - (5) 運転者に対する指導監督記録の記載事項等が不適切であった。
(道路運送法第 27 条第 3 項・旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項)
 - (6) 国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。
(道路運送法第 27 条第 3 項・旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 2 項)
 - (7) 特定の運転者（高齢運転者）に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。
(道路運送法第 27 条第 3 項・旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 2 項)
 - (8) 業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。
(道路運送法第 27 条第 3 項・旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条の 3)

5. 当該処分に基づき講じた措置

- (1) 内部チェックを定期的に行い、記入漏れや記載間違いがないよう管理体制の強化に取り組みました。
- (2) 拘束時間の管理や休憩時間の記載について社内通達を発出し、改めて指示の徹底に取り組みました。
- (3) 全営業所の台帳を再度確認し記載漏れ等がないように取り組みました。
- (4) 運転者に対する指導監督を強化し乗務前後の点呼等で日常的な指導に取り組みました。
- (5) 指導監督記録の実施を容易にするため、個人指導・集合教育とも指導記録簿の様式を見直し、その属性及び保管方を明文化し、記録保持に取り組みました。
- (6) 適齢診断を計画的に受診させ受診後に個人指導を必ず実施するよう取り組みました。
- (7) 適齢診断受診計画表及び適齢診断受診履歴表を作成して未実施者を洗い出し、全対象者を受診させました。また、法令では 65 歳以上で 3 年毎に受診する義務があるが、2 年毎に受診するよう取り組みました。
- (8) 運行管理者に対する管理者研修を行い、乗務員の報告に虚偽等がないか確認すること及び点呼等記録事項の記載漏れ、不備に対する指導が適切に行われるよう管理体制の強化に取り組みました。

以上